

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税28) 【新規・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)について、適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 第14条の2第1項、同条第2項第3号 第47条の2第1項、同条第3項第3号</p> <p>租税特別措置法施行令 第7条の2第5項、第29条の5第4項</p> <p>租税特別措置法施行規則 第6条の2第3項 第20条の21第3項</p>
4	担当部局	(主要望)国土交通省水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課 (従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成11年度 2年延長</p> <p>平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量 100m<sup>3</sup>以上→200m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成14年度 償却率 1.2割増→1割増</p> <p>平成15年度 2年延長</p> <p>平成16年度 特定都市河川流域における貯留利用施設について、 規模要件 貯水容量 200m<sup>3</sup>以上→100m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成17年度 2年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m<sup>3</sup>以上 →300m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成19年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m<sup>2</sup>以上を追加 2年延長</p> <p>平成21年度 2年延長</p> <p>平成23年度 2年延長 浸透性舗装規模要件 3,000 m<sup>2</sup>以上→5,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>平成25年度 2年延長</p> <p>平成27年度 2年延長</p> <p>対象区域 人口30万人以上の都市→下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域</p> <p>対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用施設</p>
7	適用又は延長期間	平成31年3月31日までの2年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が出ているところである。</p> <p>一方、都市部においては、地下空間の利用が進み、雨水管の新設等追加的な下水道の整備のみで浸水被害へ対応することは非常に困難な状況にある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>このような取組を後押しするため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制特例措置は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が施行された。）</p> <p>《政策目的の根拠》  社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）  第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要  第 2 節 重点目標と政策パッケージ  2. 重点目標  2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する</p>
---	------	--------------	--

			<p>政策パッケージ2-2:激甚化する気象災害に対するリスクの低減重点施策(水害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進</li> <li>・近年、頻発する局地的な大雨等(いわゆるゲリラ豪雨)に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設的能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進</li> </ul>																					
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月策定、平成28年4月最終変更)</p> <p>政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減      施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p> <p>平成28年度内閣府本府政策評価実施計画      政策9 防災政策の推進      施策⑤ 防災行政の総合的推進</p>																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》      「過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」      (H26年度:約6.5万戸→H32年度:約4.4万戸)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》      本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害による被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">適用件数</th> <th style="text-align: center;">適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度(実績)</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">24,258</td> </tr> <tr> <td>平成26年度(実績)</td> <td style="text-align: center;">5件</td> <td style="text-align: right;">66,122</td> </tr> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">18件</td> <td style="text-align: right;">504,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">30件</td> <td style="text-align: right;">840,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">30件</td> <td style="text-align: right;">840,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度及び平成26年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。</p> <p>前回要望時の所期の想定では、平成27年度において30件程度を予測していたが、実際は適用実績がない状況となっている。前回要望時に、本税制措置の対象となる区域を、平成27年度に改正された下水道法第25条の2に基づく浸水被害対象区域に変更したところであるが、民間事業者等との調整や条例による区域指定が必要である等の、当該区域の性質上、実際に区域指定に至る箇所がなかつ</p>		適用件数	適用額	平成25年度(実績)	1件	24,258	平成26年度(実績)	5件	66,122	平成27年度(実績)	0件	0	平成28年度(見込み)	18件	504,000	平成29年度(見込み)	30件	840,000	平成30年度(見込み)	30件	840,000
	適用件数	適用額																						
平成25年度(実績)	1件	24,258																						
平成26年度(実績)	5件	66,122																						
平成27年度(実績)	0件	0																						
平成28年度(見込み)	18件	504,000																						
平成29年度(見込み)	30件	840,000																						
平成30年度(見込み)	30件	840,000																						

たためである。現在、改正下水道法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討、調整及び事務手続き等を進めている段階にあるため、平成 28 年度より、順次、区域指定に伴う適用が見込まれるものと考えられる。そのため、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。また、本措置は適用実態調査において「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、適用件数調査のためにアンケートを実施している。

なお、平成 28 年度以降は、ヒアリング等により指定が見込まれる区域を想定（平成 28 年度 3 区域、平成 29 年度以降 5 区域）し、300m<sup>3</sup>以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工データ（「建築着工統計調査」による）をもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定した（6 件／区域、うち個別ビル等の貯留施設（貯留能力 300m<sup>3</sup>規模）が施設全体の約 8 割、再開発ビル等の大規模貯留施設（貯留能力 3,000m<sup>3</sup>規模）が施設全体の約 2 割）。また、過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設 1 件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出（貯留能力 300m<sup>3</sup>：1,000 万円、貯留能力 3,000m<sup>3</sup>：10,000 万円）し、設定した適用件数に乗じることで適用額を算定している。

※適用額＝適用件数×1 件当たり貯留施設整備費用

平成 28 年度

$$(18 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (18 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円} \\ = 50,400 \text{ 万円 (504,000 千円)}$$

平成 29 年度以降

$$(30 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (30 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円} \\ = 84,000 \text{ 万円 (840,000 千円)}$$

② 減収額

○過去の実績

(千円)

平成 25 年度(実績)	6,186
平成 26 年度(実績)	16,861
平成 27 年度(実績)	0

※平成 25 年度及び平成 26 年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。

○適用見込み（カッコ内は減収額、単位：千円）

平成 28 年度	18 件 (401)
平成 29 年度	30 件 (668)
平成 30 年度	30 件 (662)

本税制措置において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在、改正法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討及び調整等を行っている段階にあるため、適用実績が無い状況となってい

			<p>る。</p> <p>平成 28 年度より、順次、区域指定のための条例制定を行われる予定となっているため、本措置の適用が見込まれる。</p> <p>なお、適用対象となる施設の整備費用に、割増償却率と法人税率を乗じることにより算定している(耐用年数 30 年、定額法を採用)。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況 本税制措置により達成しようとする目標 「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 平成 26 年度：約 6.5 万戸（実績） 平成 27 年度：約 6.1 万戸（実績） 平成 32 年度：約 4.4 万戸（目標値） ※平成 26、27 年度は国土交通省調べ</p> <p>○所期の目標の達成状況 上記の目標とする家屋数について、平成 27 年度においては約 6.1 万戸（国土交通省調べ）となっており、所期の目標（平成 32 年度：約 4.4 万戸）に対して、現状の進捗率では達成が困難である。</p> <p>○租税特別措置等の直接的効果 平成 27 年度に措置の対象区域が変更されて以降、本措置の適用は無いが、本税制措置により、今後、前提条件となる区域指定が進み、民間の雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去 10 年に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度が向上されるものである。本税制措置によるインセンティブが働かず、整備促進効果がなくなることで、対策効果が失われ、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難な状況となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現しているものである。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段である。なお、本税制措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効であ</p>

			<p>る。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置するには、技術的に難易度が高く、また、用地取得も含め整備に要する費用が大きくなるうえ、整備から供用までに時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水被害の軽減効果を早期に発現することが可能となる。したがって、民間の開発等にあわせて雨水貯留利用施設の整備促進を図る本税制措置は、適切な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・ 特定地域都市浸水被害対策事業</p> <p>内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。</p> <p>(平成 27 年度 4.0 億円)</p> <p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に整備することにより、大規模施設等のスケールメリット等が働き迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。上記のような施設は数が限られ、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等が働きにくい小規模な個別ビル等の、より裾野の広い取組みと併せて促進することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 10 月 (H26 内閣 12)